

平成30年度第3回佐賀県建設工事入札審査会 会議結果

開催日時	平成31年2月12日(火)午前10時から11時50分まで										
開催場所	佐賀市天神3-2-11 アバンセ 4階 第1研修室										
出席者	(委員) 深川委員、赤星委員、帯屋委員、東島委員 (事務局) 建設・技術課長 外6名 (審査対象機関) 伊万里土木事務所、佐賀中部農林事務所 東部土木事務所、有明海沿岸道路整備事務所										
会議の公開 ・非公開	公開										
非公開理由	-										
会議概要	<p>審査対象期間(平成30年5月1日~平成30年11月30日)に契約した2,500万円以上の工事267件の中から、委員が抽出した8件の工事について審査</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">抽出案件(工事)</td> <td>8件(0件)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td>一般競争入札</td> <td>件(-)</td> </tr> <tr> <td>条件付一般競争入札</td> <td>8件(0件)</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>件(-)</td> </tr> </table> <p>()は、自己採点型以外の総合評価落札方式の件数</p>	抽出案件(工事)		8件(0件)	内 訳	一般競争入札	件(-)	条件付一般競争入札	8件(0件)	随意契約	件(-)
抽出案件(工事)		8件(0件)									
内 訳	一般競争入札	件(-)									
	条件付一般競争入札	8件(0件)									
	随意契約	件(-)									

審 議 概 要	
委 員	県（ 発注者、 事務局）
<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の入札審査会において、特段非公開とすべき事項はないため、すべて公開とすることに決定。 平成 30 年第 1 回の入札審査会において、総合評価落札方式の制度概要について説明をするように意見があったため、事務局より説明。 <p>2 報告事項 契約状況 指名停止等の運用状況</p> <p>2 審議事項 <伊万里土木事務所発注工事> ・道整交金 第 1120032-003 号 伊 万里畑川内巖木線道路整備交付 金工事（橋梁上部工）</p> <p>土木特 A 級業者対象の工事にもかかわらず、総合評価が行われていない理由は。</p> <p>総合評価にはよらないが、事前に技術力等を確認しているということか。</p>	<p>（事務局より配布資料にて説明）</p> <p>（事務局より添付資料にて説明）</p> <p>当該工事の予定価格は 3,500 万円である。</p> <p>当該工事のような PC 橋（上部工）については、予定価格が 6,000 万円以上の場合に総合評価を行うこととしているため、総合評価を行っていない。</p> <p>また、PC 橋（上部工）は、予定価格 7,000 万円未満は、土木特 A 級業者と A 級業者の混合入札となっており、今回の工事は結果的に特 A 級業者が落札したものである。</p> <p>価格競争の事前審査の中で確認している。</p>

<伊万里土木事務所発注工事>

・道整交金 第 0130281-003 号 大
木有田線(外尾山ガード下工区)
道路整備交付金工事(管渠工)

応募者 1 者で高落札率となっているが、それはなぜか。他に
応札可能な業者はいなかったの
か。

当該工事については、工事の内容自体は難しくないもの
の、線路沿いに近接した工事であり、鉄道に対する安全対
策が強く求められるため、指定の工事管理者を設置するこ
とを入札の条件としていた。

入札参加条件にあるような工事管理者を有している業者
は 5 者いたが、当該技術者がほかの工事に配置されている
等の理由により、入札に参加できなかったものと思われる。

<佐賀中部農林事務所発注工事>

・クリ防災 第 5319012-005 号 佐
賀市東部地区県営クリーク防災
機能保全対策事業工事(用排水
路工)(国補正)

・クリ防災 第 5319012-006 号 佐
賀市東部地区県営クリーク防災
機能保全対策事業工事(用排水
路工)(国補正)

・クリ防災 第 5319003-003 号 佐
賀市南東部地区県営クリーク防
災機能保全対策事業工事(用排
水路工)

・クリ防災 第 5313018-013 号 川
副地区県営クリーク防災機能保
全対策事業工事(用排水路工)

(4 件まとめて説明したうえで、各委員からの質疑応答)

応募者のうち、1者を除いて残りがすべて辞退し、かつ落札率が100%となっている。入札の過程等について説明をお願いしたい。

辞退の理由は、実際に辞退した業者にヒアリングする等して確認しているのか。辞退の場合は業者から連絡があるのか。

今後のことにもなるが、辞退理由を確認していくことは可能なのか。

開札時期の情勢として、同種の国営事業との発注の重複や、7月豪雨に伴う復旧工事の発注の集中があり、多数の工事発注がある中で、業者が収益性の高い工事を優先して応募できるような状況であった。そのため、この工事以外のより収益性の高い工事を業者が優先して受注されていたものと思われる。

また、同時期に発注が集中したことで、敷鉄板等の資機材調達や下請の手配が難しくなり、業者が応募はしたものの受注後の体制が確保できないものとして辞退したと思われる。

当該工事は、当初、土木A級業者を対象として発注したが、不調となったため、設計書を2地区に分割し土木B級業者対象案件として再公告したという事情もある。

落札率が100%となったのは、資機材調達や下請の手配が厳しい中で、より収益性の高い工事を優先して受注している状況で、業者は受注するならば収益性が確保できる金額で入札したいという意図をもち予定価格に対し100%の入札額で入札している可能性がある。

本入札は、電子入札で行われており、秘密性、公平性及び透明性をもって行われているため、開札するまでは、業者が辞退したかどうかは分からない。

電子入札のシステム上は、辞退は、業者が「辞退ボタン」をクリックすればよく、県としては、開札時に、応募した業者が辞退したのか、入札書を提出しなかったのかが結果として分かるのみ。各業者がなぜ辞退したかどうかまでは確認していない。

各会社の都合もあることから、県の方から各業者に対して辞退理由は聞きづらい。

また、仮に県の方から各業者に聞くことができたとしても、業者は経営判断というのみで本当の理由は教えてくれないだろうと考えている。

資機材調達や下請業者の手配が困難という話があったが、調達先もおそらく一緒なのだから、工事の規模を大きくしてまとめて工事を発注する等は可能ではないか。1者しか応札がなくて100%の落札率となるような発注を続けていくのではなく、何かしら工夫が必要ではないか？（意見）

今の電子入札のやり方では、入札に応募してから辞退するまでが業者の自由であるため、辞退者が続出し1者応札高落札という入札結果となった場合に、県民目線からその結果だけを見ると入札手続きに対する不信感を抱かざるをえない。業者が応募をする前に、業者自身がこの入札にそもそも応募する技術力等があるか否かの判断ができるような情報の出し方を検討する等、何らかの工夫が必要ではないか。（意見）

震災や東京オリンピックの影響で、関東地方を中心に不調不落が続いており、佐賀県は大丈夫かと心配していたが、今回の入札状況を見て本県にもこのような状況があることが分かった。

しかし、入札参加者が1者で落札率が100%の場合、県民がその結果を見たら、当然その結果に至った原因は何だろうと考えるのではないかと。

不調を減らすためにも、辞退

県としても、不調が続くのは非常に困る状況。辞退の理由を聞く等の取組は、今後検討していきたいと思う。

の理由は把握しておいたほうがいいのではないか。

例えば、辞退の理由を5項目ぐらい設定し、業者が辞退をする際にその項目を選択することを義務付けることや、辞退の理由を書かせるようにする等の方法が考えられる。

辞退理由を知っていくことで、今後どのように対応していくかを考えることができ、入札審査会の新たな役割として前向きに検討していく糧になるとも考えられる。

最近では技術者の高齢化により技術者が不足しているという話も聞く。今後、不調の理由を吸い上げることも課題として検討していただければと思う。(意見)

< 東部土木事務所発注工事 >

・30年災 第0610182-001号 井

柳川(1工区)河川等災害復旧

工事(護岸工)

落札率が高い理由を確認したい。

発注の時に、ホームページに平面図等をあげているならば、業者は応募の前に施工が難しいとわかるので、そもそも応募しないのでは。辞退した理由が他にもあるのではないか。

軟弱地盤で家屋等が隣接している等、施工の条件が悪かったため、業者も入札を躊躇したものと考えられる。

辞退が生じた理由としては、この工事と同日開札で、同地区で同様の災害対応の業務が複数発注されていたため、当該工事の辞退者の中には、別の工事の落札者となっている者もいる。しかしながら、実際にデータとして不調不落は増えてきている。

他の地域でも、先ほどの佐賀中部農林事務所の案件と同じような状況があるのだろうと感じる。

国が働き方改革を進めていく中で、待機時間等を含めて労働者にきちんと給与を払うということが事業者にも求められていることから、業者としても容易に作業員を集めて仕事を受注するということが難しくなっているということを知っている。やはり発注するにしても、入札をやりっぱなしにするのではなく、辞退の理由を追求する等の取組が必要だと思う。(意見)

**< 有明海沿岸道路整備事務所発注
工事 >**

**・道改 2 A 第 0111444-027 号 国
道 4 4 4 号道路改良(国道)(2
A) 工事 (伸縮装置工)**

これだけ多くの業者がこの工事の入札に集中的に応募して、競争原理が働いたのはどういった理由によるものか。

< 総括 >

本日の審議の中で、委員からいろいろと意見を述べさせていただきましたが、事務局においては今回の意見を踏まえて入札・契約手続きの適正な執行に努めてください。

元請業者は下請ありきで入札に参加するが、小さな災害が起こると下請となる B 級 C 級業者が災害対応に回るため、下請が確保できず辞退するといった事態が生じているとも考えられる。

工事場所は、一般車が通っておらず、橋自体の下部工も終わっており事前準備が不要な現場であった。また、工場生産された伸縮装置をコンクリートで埋め戻すといった単純な施工内容だったため、専門の技術者を多種配置する必要がなかった。そのような背景があったため、応札が多かったものと思われる。